大阪府看護学生インターンシップ事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　府は、看護師等養成所及び大学における看護学生や訪問看護未就業者が訪問看護に興味を持ち、訪問看護ステーションに就業するよう取組むことにより、訪問看護の安定的な供給を実現し、もって訪問看護サービスの向上を図るため、予算の定めるところにより、大阪府看護学生インターンシップ事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　「訪問看護」とは、介護保険法（以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護とする。

２　「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。）をいう。

３　「看護学生」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師養成所及び学校教育法第1条に規定する大学の看護系学部・学科に在学中の学生とする。

４　「訪問看護未就業者」とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格取得者であって、訪問看護職として就業していない者のことをいう。

（補助事業）

第３条　補助対象となる補助事業は、訪問看護ステーションへの理解を深め、就業につなげるための自宅療養者やその家族への援助の実際を学ぶ看護学生や訪問看護未就業者に対するインターンシップ等の実施に関する事業とする。

（補助対象事業者）

第４条　この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会とする。

（補助対象経費）

第５条　この要綱による補助の対象経費は、別表の第１欄に定める事業内容を実施するために必要な同表第２欄に定める経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

第６条　交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）　別表の第３欄に定める基準額又は前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）　（１）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（３）　（２）により選定された額に別表の第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　規則第4条第1項の申請は、次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

（１）　大阪府看護学生インターンシップ事業費補助金交付申請書（第1号様式）

（２）　大阪府看護学生インターンシップ事業計画書（第1号様式の２）

（３）　要件確認申立書（第1号様式の3）

（４）　暴力団等審査情報（第1号様式の4）

（５）　その他知事が必要と認める書類

（経費配分の軽微な変更等）

第８条　規則第６条第１項第１号の知事の定める軽微な変更は、「２以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内で配分額の流用を行うとする場合」の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の20パーセント以内の増減の場合」の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府看護学生インターンシップ事業費補助金補助事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（第1号様式の5）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

（１）　補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（３）　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

（４）　この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（５）　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（６）　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。

（７）　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（８）　補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第４号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。

（申請の取下げ）

第１０条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受領した日から起算して30日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第１１条　規則第12条の規定による報告は、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了後３０日以内（同条後段の規定により提出する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の４月３０日まで）に知事に提出することにより行わなければならない。

（１）　大阪府看護学生インターンシップ事業費補助金実績報告書（第2号様式）

（２）　大阪府看護学生インターンシップ事業実績報告書（第2号様式の２）

（補助金の交付）

第１２条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金請求書（第3号様式）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（検査）

第１３条　知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助対象事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成27年1月26日から施行し、平成26年12月24日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

別　　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1　事業内容 | 2　対象経費 | 3　基準額 | 4　補助率 |
| 府内の看護師等養成所及び大学に在学中の看護学生や訪問看護未就業者に対する動機付け及び看護学生インターンシップ事業の実施 | 事業説明会及びインターンシップの実施に必要な経費  （報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） | 大阪府知事が必要と認めた額 | 10分の10 |